

議会のミニ知識

議案第54号と議案第55号は、「一括議題」として審議が行われました。

- Q 一括議題とは
- A 議長が、必要があると認めるときは、1議案ずつ議題とするのではなく、関連する2件以上の議案を一括して議題として審議する方法をいいます。



岡本市の控訴理由に対する裁判所の判断が示されないことになるにもかかわらず、ここにきてなぜ和解しようと判断したのか。

和解協議の過程で、高等裁判所裁判官から、本市が主張した安全配慮義務違反や過失相殺などは認められないであろうとの見解が伝えられた。また、和解が伝えられた。また、和解が伝えられた。また、和解が伝えられた。

た、裁判所から具体的な和解案が示された。本件事件に関する裁判所の判断を重く受けとめるべきであり、これ以上の訴訟の継続は、一審原告らにとっても金銭的・精神的負担が長引くことなどから、互いが譲歩し合って合意する和解により早期解決すべきとの判断に至った。

議案第54号
裁判上の和解

議案第55号
平成29年度一般会計補正予算

【政晴会】

市政報告

今定例会では、議案以外に市政の重要事項として次のとおり報告がありました。

市内循環バス「川越シャトル」の見直しについて

川越シャトルは、概ね5年ごとに見直しを実施しており、平成30年春に新河岸駅東西駅前広場の整備が完成することに合わせて、平成25年10月に運行を開始した現在の路線をベースとして、下記のとおり見直しを行った。

1 見直し内容

- (1) 運行目標

人口減少・超高齢社会を見据え、将来にわたって持続的な運行ができるように、利便性や効率性の向上を図り、引き続き利用者の増加および収入の増加に努めていく。
- (2) 路線の設定

新河岸駅東西駅前広場を最大限活用した路線を設定するとともに、利用者が少ない路線について見直しの対象とした。

また、可能な限り、川越シャトルの運行基準（運行時間30分以内・運行距離10キロメートル以内・幅員6メートル以上の道路を運行）に沿った路線を設定した。
- (3) 路線数

現在の路線数である13を、引き続き維持する。
- (4) 車両数

現在保有している車両12台を、引き続き維持する。
- (5) サービスの向上
 - ア 利用者の少ない時間帯は、起終点途中での折り返し運転を行うなど、便数が可能な限り増やせるようにダイヤを工夫することに努めることとする。
 - イ 新規路線については、バス停の間隔（現行概ね300メートル）を短くし、利用者が利用しやすい環境をつくることに努めることとする。
 - ウ 大型商業施設や病院付近にバス停を新規に設置する場合、利用者の利便性を考慮し、敷地内にバス停が設置できるように努めることとする。

- (6) 料金体系

路線バスとして、距離制の料金体系を維持することとする。
- (7) 特別乗車証制度
 - ア 障害者の介護者については、市が必要と認める介護者（2人まで）は無料とする。
 - イ 高齢者については、70歳以上90歳未満は料金を100円とし、90歳以上は無料とする。

2 路線

- (1) 軽微な変更を行う7路線（延伸、ルート変更等）

10 霞ヶ関駅北口⇨鶴ヶ島駅西口
23 南大塚駅北口⇨南大塚駅北口（循環）
30 総合福祉センター⇨南文化会館
31 総合福祉センター⇨上福岡駅西口
32 総合福祉センター⇨高階市民センター
33 川越駅東口⇨寺尾折り返し場
40 東後楽会館⇨高階市民センター

- (2) 大幅な変更を行う4路線

11 いせはら団地⇨いせはら団地（循環）	} 統合
12 霞ヶ関駅北口⇨西後楽会館	
20 川越駅西口⇨総合保健センター	} 統合
24 川越駅西口⇨総合保健センター	

- (3) 新規2路線

34 新河岸駅東口→川越駅東口→通町→川越駅東口→新河岸駅東口（循環）
41 新河岸駅東口⇨埼玉医大（南古谷市民センター・南古谷駅経由）

3 今後のスケジュールについて（予定）

平成29年6月以降は、見直しの内容に関して、新設となるバス停に係る地元自治会との調整や許認可等の申請手続きとともに、市民への周知を行い、平成30年4月1日から見直し後の路線で運行が開始できるように準備を進めていく。